【記載例】特定医療費(指定難病)支給認定申請書(更新)

高

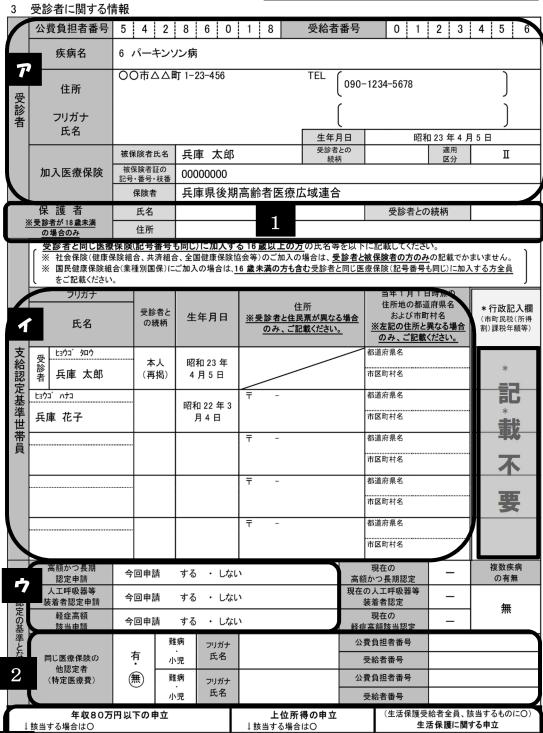
按

人

軽

* 行政記入欄

【様式2号】裏面



円以下です。※この欄に〇がない場合、条件に該 当していても上限額 2.500 円になりません

3

支給認定基準世帯員は全員非課税であり、受診者

本人(18歳未満の場合は保護者)の年収は、80万

階層区分が「上位所得」となる

ことを了承します。※課税状況

を確認せず上限額が30.000円

または 20,000 円になります

生活保護受給中で、医療保険の加入が

ある・ない

※行政記入欄 保有 保変

7

印字された受診者情報に 変更がある場合は、朱書き で訂正をお願いします。

1

18 歳未満の方が受診者と なる場合は、保護者の方の 情報をご記載ください。

1

【支給認定基準世帯員】

受診者の方と同じ公的医 療保険に加入している方 の氏名・フリガナ・生年月 日・受診者の方との続柄及 び R6 年1月1日時点の住 所地をご記入ください。

こちらにご記載いただい た方の課税状況を基に、階 層区分を決定します。

※記載もれや不備等があ る場合、受給者証の交付が 遅れる可能性があります。

ゥ

各項目について、いずれか に○をつけてください。

同一医療保険内に指定難 病または小児慢性特定疾 病の受給者がいる場合、そ の方の受給者情報をご記 載ください。この場合、他 の認定者の受給者証の写 しを必ず添付してくださ い。

3

該当する項目があれば○ をつけてください(更新案 内参照)。

オは必ず確認、記載してください

は該当する場合にご記載ください。

【様式第2号】表面

特定医療費(指定難病)支給認定申請書(更新)

保健所受理印

【送付先】

〒000-0000 〇〇市△△町 1-23-456 兵庫 太郎 様

受給者証送付先 ※受給者証の送付先を、左記送付先以外の 4 の変更 住所に指定する場合のみご記載ください フリガナ 様宛] 氏名:[続柄:[TEL:

1 申請に伴う同意事項

兵庫県知事様

難病の患者に対する医療等に関する法律(以下「難病法」という。)第6条第1項の規定により、裏面の通り申請します。また、変更がある場合、難病の患者 こ対する医療等に関する法律施行規則第 13 条第1項の規定により、届出します。本申請や届出の認定に必要な場合は、兵庫県において、臨床調査個人界 に関する医療情報、市民税等に関する課税情報、医療保険上の所得区分情報、国民健康保険情報、後期高齢者医療情報、生活保護受給者情報、特別児 手当情報、特別障がい者手当情報、障がい児福祉手当情報、小児慢性特定疾病情報を確認されることに同意します。また、診断書(臨床調査個人 年 B 研究等への利用についての同意については下欄のとおりとします。

申請者氏名

診断書(臨床調査個人票)の研究等への利用についての同意(いずれかに☑の記入をお願いします)

私は下記の説明を読み、指定難病の医療費助成の申請に当たり提出した臨床調査個人票の情報が、①厚生労働省のデータベースに登 ること、②研究機関等の第三者に提供され、指定難病に関する創薬の研究開発等に利用されることに同意します。

厚生労働大臣 様

同意する 同意しない

<臨床調査個人票情報の研究等への利用に関するご説明>

指定難病の患者に対する良質かつ適切な医療支援の実施や指定難 病患者であることを証明するため、当該疾病の程度が一定以上である 者等に対し、申請に基づき医療費助成の実施や登録者証の発行をし ています

これらの申請時に提出していただく「臨床調査個人票」は、医療費助成・登録者証発行の対象となるか否かの審査に用いられますが、加えて、同意をいただいた方については、記載されている情報を厚生労働 省のデータベースに登録し、指定難病に関する創薬の研究開発や政 策立案等にも活用させていただきます。

本紙をお読みいただき、臨床調査個人票の情報が、①厚生労働省の タベースに登録されることや、②研究機関等の第三者に提供され、 指定難病に関する創薬の研究開発等に利用されることに同意いただけ る場合は、上記にご署名頂き、「臨床調査個人票」とともに、申請先の都 道府県又は指定都市へ提出ください。

また、同意をいただいた後も、その同意を撤回することができます。同意書提出時に未成年だった患者の方が、成人後に撤回することも可能

なお、同意については任意であり、同意されない場合も医療費助成 や登録者証発行の可否に影響を及ぼしません

○データベースに登録される情報と個人情報保護

厚生労働省のラ ベースに登録される情報は、臨床調査個人票 に記載された項目です。 臨床調査個人票については、以下のURLをご参照ください

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000084783.html 厚生労働省のデータベースは、個人情報保護に十分に配慮して構 築しています。データベースに登録された情報を研究機関等の第三者 に提供するに当たっては、厚生労働省の審議会における審査を行いま

患者個人を識別することができない「匿名加工」を行うため、患者個 人の氏名や住所等の情報は第三者に提供されません。提供された情 報を活用した研究成果は公表されますが、その際にも、個人が特定さ れる情報が掲載されることはありません。

また、提供された情報を活用する企業等に対しては、情報漏洩防止のための 安全管理措置等の情報の取扱いに関する義務が課されます。義務違反の場合 には、厚生労働大臣による立入検査や是正命令が行われるとともに、情報の不

厚生労働省のデータベースに登録された情報は、 ①国や地方公共団体が、難病対策の企画立案に関する調査

②大学等の研究機関が、難病患者の良質かつ適切な医療の確保や療養生活 の質の維持向上に資する研究

③民間事業者等が、難病患者の医療・福祉分野の研究開発に資する分析等 を行う場合に活用されます。

例えば、製薬企業等が、創薬のために、開発したい治療薬の対象患者の概 要把握(重症度等の経過・治験の実行可能性等)や治験で使用する指標の検討等に活用することが想定されます。

○同意の撤回:

同意をいただいた後も、情報の登録や、登録された情報の研究機関等の第三 者への提供・利用について、同意を撤回することができます。いただきました同 意の撤回書を踏まえて、厚生労働省において速やかに対応いたします。必要な 手続きは、厚生労働省ホームページを確認してください。

同意撤回後に、その情報が第三者に提供されることはありませんが、既に情 報を提供している場合等には、その情報の削除はできませんので了承ください。 なお、同意の撤回は、同意書に署名した方が代理人の場合は、原則として当 該代理人の方の署名をお願いします。ただし、同意書提出時に未成年だった患 者の方が、成人後に撤回する場合においては、この限りではありません。

4

受給者証等、今後の送 付先を、左記の【送付 先】欄に記載の住所と は異なる住所へ送付 を希望される場合の みご記載ください。 ※必ず宛名もご記載 ください。

I

申請内容をご確認の上、 記名をお願いします。

オ

下記の<臨床調査個人 票情報の研究等への利 用に関するご説明>を ご確認の上、いずれか に
して下さい。